

| | 事業名 | 事業内容 | 令和3年度 | | 提供の方策・実施の方針 | 令和3年度実績 | 令和4年度計画 | 事業主管課 |
|---|--|--|-----------------------------|---|--|--|---|-----------------|
| | | | 量の見込み | 確保の方策 (実施か所数) | | | | |
| ① | 利用者支援事業 | | | | | | | |
| | 【基本型】 | 子ども及びその保護者等の身近な場所において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報の提供や相談支援などを行う。 | 2か所 | 2か所 | 令和元年9月から、保健センターに母子保健コーディネーター(保健師)、更埴子育て支援センターと上山田子育て支援センターに子育てコーディネーター(利用者支援専門員)を配置し、母子保健型と基本型との連携による「子育て世代包括支援センター」を開設。妊娠期から子育て期にわたるまでの相談に応じ、関係機関と連携をしながら切れ目のない相談支援を行う。今後の就園状況を注視しながら、特定型については必要性を検討。 | 子ども又はその保護者等の身近な場所において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の提供や相談支援を実施 | 子育て世代包括支援センターの「利用者支援(基本型)」として、身近な場所における当事者目線の寄り添い型による相談助言等を行う | こども未来課 保育課 |
| | 【特定型】 | 待機児童の解消を図るため、主に保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を行う。 | | | | | | |
| | 【母子保健型】 | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、保健師等が専門的な見地から継続的な支援を行う。 | 1か所 | 1か所 | | 子育て世代包括支援センター事業において、子育てサポート会議を10回開催 | こそだてサポート会議を開催し、必要な支援の調整や関係機関と連携をするなど、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供する | 健康推進課 |
| ② | 地域子育て支援拠点事業 | 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。 | 2,922人回 | 2か所 | 子育て支援センターの平成30年度の年間延べ利用者数は更埴24,254人、上山田12,696人。継続して2か所で実施し、量の確保に努め、子育て親子の交流の利用促進を図る。 | 【センター利用状況】 ・開館日数 更埴:231日、上山田:236日 ・利用人数 更埴:8,595人、上山田:4,092人 ・相談件数 更埴:186件、上山田:152件 ※コロナ感染拡大防止のため、1月中旬から3月まで閉館 | 身近な子育て支援拠点として、センターの運営、相談事業等を継続するとともに、地域の子育てサークルの支援を図る | こども未来課 |
| ③ | 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する。健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。 | 364人 8,372人回 | 【実施体制】 実施時期:通年 | 母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付。今後も基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成を継続。 | ・妊婦一般健康診査交付数:8850枚 ・利用数:7,214枚(うち県外87枚) | ・母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付 ・今後も基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成を継続 | 健康推進課 |
| ④ | 乳児家庭全戸訪問事業 | 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する。 | 364人 | 【実施体制】 訪問実施者:保健師 | 今後も継続して、各家庭の状況に応じた指導、支援に努める。 | ・家庭訪問実人員:323人 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、各家庭の状況に応じた指導・支援に努める | 健康推進課 |
| ⑤ | 養育支援訪問事業 | 母子保健事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるように相談、指導、助言等を行う。 | 105人 | 【実施体制】 保健師、家庭相談員 | 保健師、家庭相談員等の居宅訪問による養育に関する相談、指導、助言並びにヘルパー派遣による家事及び育児援助を行うことにより適切な養育が行われるよう努める。 | ・訪問延人員:115人 ・家庭相談員による家庭訪問:延189件 ・産前産後ヘルパー登録者数:11人 ・産前産後ヘルパー派遣日数:28日 | 保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、相談・指導・助言等を行う 養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、早期対応に努める | 健康推進課 こども未来課 |
| ⑥ | 子育て短期支援事業 | 保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う。 | 150人日 | 2か所 | 児童養護施設「恵愛」、「善光寺大本願乳児院」にて現状の体制を維持しながら継続していく。 | ・延べ日数:132日 ・実施か所数:2か所 | 引き続き事業を継続し、児童の養育が困難になった保護者の支援に努める | こども未来課 |
| ⑦ | ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業):就学児対象 | 子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う。 | 低学年:221人日 高学年:82人日 | 303人日 | 平成30年度の会員登録状況は、依頼会員272人、提供会員112人、両方会員23人。現行の会員登録状況で対応できるよう改善し、提供数の確保に努め、より利用しやすい体制づくりに努める。 | ・援助活動件数:255件 (送迎:151件、託児:104件) ・登録会員数:329人 (依頼:190人、提供:117人、両方:22人) | 引き続き事業を継続し、提供会員の増員及び援助活動の充実に取り組む | こども未来課 |
| ⑧ | 一時預かり事業 | | | | | | | |
| | 【幼稚園、認定こども園(1号認定)での預かり保育】 | 保護者のパートタイムや就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において一時的な預かりを行う。 | 1号認定:500人日 2号認定:14,500人日 | 2か所 15,000人日 | 保護者の用事が生じたときの不定期及び就労等による定期的な利用に対応する必要がある。幼稚園においても2号認定による定期利用が多く、一時預かり事業の重要性が高まることから、環境整備に努める。 | ・幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施 ・さゆり幼稚園:延794人 ・稲荷山くみこども園(1号認定):410人 | 引き続き実施する | 保育課 |
| | 【幼稚園以外での預かり保育】 | | 1,243人日 | 一時預かり:17か所 一時預かり:864人日 ファミサポ:281人日 トワイライト:1か所 トワイライト:98人日 | 幼稚園以外での預かり保育については、保育所における一時預かりとファミリー・サポート・センター、トワイライトステイ事業により継続して実施する。保護者に急な用事(仕事・通院・冠婚葬祭・事故)が生じたときなど一時預かり事業の重要性がさらに高まることから、提供体制の確保に努める。 | ・公立・市立保育園、認定こども園において、延長保育を実施 ・公立保育園:利用者数49人、延利用日数297日 ・私立保育園:利用者数3人、延利用日数72日 ・認定こども園:利用者数0人、延利用日数0日 | 引き続き実施する | こども未来課 |

| | 事業名 | 事業内容 | 令和3年度 | | 提供の方策・実施の方針 | 令和3年度実績 | 令和4年度計画 | 事業主管課 |
|---|----------------------------|--|---------------------|------------------|---|--|--------------------------------|--------|
| | | | 量の見込み | 確保の方策 (実施か所数) | | | | |
| ⑨ | 延長保育事業 | 保育所利用者を対象に、通常の保育時間前後に保育を希望する場合に提供する。 | 1,335人/年 | 17か所 1,335人/年 | 子どもの数の減少傾向に伴い量の見込みは減少していくが、ニーズ調査でも利用要望の割合は高いことから、引き続きニーズへの対応を図っていく。 | ・公立・私立保育園・認定こども園において、延長保育を実施 ・実施園数:16園 ・利用人数:延98,821人 | 引き続き実施する | 保育課 |
| ⑩ | 病児保育事業 | 病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで看護師が一時的に保育を行う。 | 104人日 | 2か所 104人日 | 市内2か所で開催しているが、長野地域連携中核都市圏内(長野市、須坂市、坂城町、飯綱町)での利用も可能。今後、利用しやすい改善を検討しながら利便性の向上に努める。 | ・実施か所数:2か所 (内訳:市委託1、民間1) ・利用者数:98人 | 引き続き事業を継続するとともに、市報等で事業内容の周知を図る | こども未来課 |
| ⑪ | 放課後児童健全育成事業 | | | | | | | |
| | 【屋代小学校区】 | 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る。 | 低学年:85人 高学年:15人 | 2か所 | 屋代児童センターにて「屋代児童クラブ」を実施しているが、利用の増加が見込まれるため、令和3年度を目指して屋代小学校の余裕教室等での利用を実施していきます。※令和3年度より余裕教室利用を開始 令和2年度では確保の方策の不足が生じますが、指導員の確保に努め可能な限り対応していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:71人 ・高学年:1人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【東小学校区】 | | 低学年:61人 高学年:10人 | 1か所 | 東部児童センターにて「東部児童クラブ」を実施しているが、利用の増加が見込まれるため、令和5年度を目指して東小学校の余裕教室等での利用を実施していく。令和4年度まで確保の方策の不足が生じますが、指導員の確保に努め可能な限り対応していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:58人 ・高学年:1人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【埴生小学校区】 | | 低学年:106人 高学年:19人 | 1か所 | 埴生児童センターにて「埴生児童クラブ」を実施しているが、利用の増加が見込まれるため、令和2年度を目指して埴生小学校の余裕教室等での利用を実施し、指導員の確保に努めていく。 ※令和4年度より余裕教室利用を開始 | 【登録児童数】 ・低学年:103人 ・高学年:0人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【治田小学校区】 | | 低学年:60人 高学年:10人 | 1か所 | 稲荷山児童センターにて「稲荷山児童クラブ」を実施していきますが、利用の増加が見込まれるため、令和5年度を目指して治田小学校の余裕教室等での利用を実施していく。令和4年度まで確保の方策の不足が生じますが、指導員の確保に努める。 | 【登録児童数】 ・低学年:65人 ・高学年:1人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【八幡小学校区】 | | 低学年:48人 高学年:8人 | 1か所 | 継続して、八幡児童センターにて「八幡児童クラブ」を実施していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:52人 ・高学年:3人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【戸倉小学校区】 | | 低学年:35人 高学年:6人 | 1か所 | 継続して、戸倉児童センターにて「戸倉児童クラブ」を実施していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:54人 ・高学年:2人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【更級小学校区】 | | 低学年:23人 高学年:4人 | 1か所 | 継続して、更級児童センターにて「更級児童クラブ」を実施していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:28人 ・高学年:0人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【五加小学校区】 | | 低学年:73人 高学年:13人 | 1か所 | 五加児童館にて「五加児童クラブ」を実施していく。利用の増加が見込まれるため、令和4年度を目指して五加小学校の余裕教室等での利用を実施していく。 令和3年度まで確保の方策の不足が生じるが、指導員の確保に努め可能な限り対応していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:81人 ・高学年:0人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【上山田小学校区】 | | 低学年:52人 高学年:13人 | 1か所 | 継続して、上山田小学校内にて「上山田児童クラブ」を実施していく。 | 【登録児童数】 ・低学年:46人 ・高学年:7人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| | 【全市 合計】 | | 低学年:543人 高学年:98人 | 10か所 | 小学校区単位の児童クラブにて、課題である施設の整備と指導員の確保に努めながら、できるだけ早急にすべての小学校区で高学年の受け入れ対応をしていく。 | 【登録児童数】 ・低学年:558人 ・高学年:15人 | 引き続き事業を継続する | こども未来課 |
| ⑫ | 実費徴収に係る補給給付を行う事業 | 世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成する。 | | | 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、各施設事業者において実費徴収となる副食費について、低所得世帯を対象に減免となりますが、新制度に移行していない幼稚園利用者で減免の対象となる世帯の子どもについては、この事業で支援を行う。 | ・低所得者世帯及び第3子について、副食費を補助(減免額上限4,500円/月) ・さゆり幼稚園:41人、1,194,512円 | 引き続き実施する | 保育課 |
| ⑬ | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。 | | | 本事業により必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援する。また、新規事業者の参入にあたっては質的な担保も重要であり、質的向上を図る市の対応も必要になると考える。 | 令和4年4月1日に小規模保育施設1園開園 | 特定教育・保育施設等の運営を促進する | 保育課 |